

2023年7月14日

第1回藤沢市子ども・子育て会議 資料3

「藤沢市子ども共育計画」

第4章における掲載事業（100事業）

令和4年度の取組について

「藤沢市子ども共育計画」に掲げた計画事業の令和4年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲8事業 含む)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ	10	32%	21	68%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	31
2. 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する	12	75%	4	25%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	16 (うち再掲2)
3. 暮らしや子育てを支援する	16	73%	5	23%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	22 (うち再掲4)
4. 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	3	30%	7	70%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	10
5. 修学、就労、自立に向けた支援をする	2	22%	6	67%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	9
6. 地域全体で共に支える基盤をつくる	11	55%	8	40%	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	0	20 (うち再掲2)
合計	54	50%	51	47%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	2	108 (うち再掲8)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上 B = 70%以上～90%未満 C = 50%以上～70%未満 D = 30%以上～50%未満 E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし等

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

個別事業に対する評価							事業の達成状況
番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等		
柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進	1	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援（利用者支援の充実）	健康づくり課	子育て世代包括支援センター等を拠点に、母子保健サービスを妊娠期から継続的に提供することで、安全な妊娠期を過ごし、無事出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。	母子保健コーディネーターである地区担当保健師を中心にあらゆる支援の必要性を考慮し、保健福祉医療各分野における関連機関との連携の充実を図り、早期把握、早期対応に努めます。妊娠から出産・子育て期をとらして、子育てと子どもの成長発達に関わる生活環境の変化や養育状況の変更等安心して育児を行うことができるようあらゆる支援・子育てに関わる情報提供と、サービスにつなげる支援に努めます。	令和4年度母子健康手帳発行数：3,156件 伴走型相談支援(妊娠届出相談(転入者除く))：535人中約94.3%面談実施(未把握あり)。 ハイリスク妊婦数(令和4年1月～12月)：388人(12%) 妊娠期支援対応：ハイリスク妊婦のうち、85.3%の妊婦に電話相談を実施した。また、88.4%の妊婦が継続支援となった。 こんにちは赤ちゃん事業訪問数：3,027件(99.9%) さんさんルーム：13回開催 延35組参加 ※感染対策を講じて実施した。	B
	2	訪問による相談事業	健康づくり課	妊産婦・新生児訪問指導事業として、こんにちは赤ちゃん事業(ハローベビィ訪問)・乳幼児訪問指導事業・未熟児訪問指導事業・慢性疾患児訪問指導事業を実施します。	乳幼児期の各種健診や個別支援をとらして把握した、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題に対して、主に乳幼児期の全戸訪問事業などの自宅への訪問等の機会を通じて必要な情報の提供や関係機関の支援につなぐなど、包括的な支援の実施に努めます。	感染対策を継続しながら、個別の訪問指導は継続して行い、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題の把握に努めた。 妊婦訪問：21件 こんにちは赤ちゃん事業訪問数：3,027件 新生児訪問：87件 乳幼児訪問：3,141件 うち慢性疾患児訪問71件 未熟児訪問：164件	B
	3	産前産後サポート事業	健康づくり課	妊娠期からおおむね産後1年間を中心とした産前産後の妊産婦の健康状態における課題把握と、子どもの成長過程による子育ての大変さなどへ早期に対応できるように、産後ケア事業等をとらして、安全・安心な産前産後を過ごすことができるよう支援します。	産前産後の特有の母の心身の変化に対応し、少しずつ子育てに慣れ、負担なく子育てが行えるよう、子育て支援センターや保健センター等での育児相談や産後ケア事業等につなぐ、早期対応に努めます。	【令和4年度 取組実績】 こんにちは赤ちゃん事業等で、産後うつ病のリスクを早期に把握するためのツールを用いて母の精神状況を把握し、リスクの高い母には電話フォローや複数回の訪問、支援センターで行うさんさんルーム等へのつなぎを行うなど、継続した支援を行った。 さんさんルーム：13回 延35組 ※感染対策を講じて実施した 【今後の事業計画、課題等】 コロナ禍から参加者が減少。育児不安が強いなどリスクの高い母は減少していないが、感染対策緩和後も参加人数は伸び悩んでいる。地域の子育て支援拠点へつなぎ、早期に育児支援を展開できるように、産後うつ把握のツールによる対象者の把握によるつなぎだけでなく、ツールに現れない育児不安や不慣れさのある保護者など対象を広げて開催していくとともに、個別ケアを望む保護者には産後ケア事業につなぐ等、対象に即した支援を継続していく。	B
	4	健診後の支援のための相談事業	健康づくり課	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとらして、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごと等に関わる早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	乳児健診では、児の事故や母の心身の状況を把握し、地区担当保健師による電話相談等の支援を行った。4か月児健診フォロー：346件(母の心身140件、児の発育・発達104件・その他(健やか親子21アンケート結果)58件)、9～10か月児健診フォロー：335件(母の心身166件、児の発育・発達74件・その他95件) 集団で行う幼児健診では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として滞在時間の短縮を図るため、相談を当日と別日で実施した。 各健診未受診者に対しては、文書の送付や家庭訪問文書送付や家庭訪問等を行い、母子の状況把握に努めた。4か月児健診未受診児数：95人 9～10か月児健診未受診児数：77人 1歳6か月児健診未受診児数：264人 3歳6か月児健診未受診児数：276人 今後も基本的な感染対策は継続しながら、適切な情報提供や早期支援に対応できるように努めていく。	B
	5	乳幼児健診等の充実	健康づくり課	健やかな発育・発達のために、乳幼児健診の充実を図り、健診に関する満足度の向上をめざします。	疾病の早期発見・早期治療や適切な相談対応等を行い、子どもの発育発達を保護者が確認でき、安心して子育てができるよう、成長発達を確認できる乳幼児健診の充実を図ります。	4か月児健診受診率：98.3% 9～10か月児健診受診率：99.0% 1歳6か月児健診受診率：96.9% 3歳6か月児健診受診率：93.6% 令和2年度以降、幼児の集団健診については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、受付時間を予約制とし、会場の定員制限、会場の分散化を図りながら実施した。 令和5年度は、基本的な感染対策は継続しながら、発育発達の支援や健診に求められる保健指導の充実を図っていく。	B
	6	妊娠届によるハイリスク妊婦の早期発見	健康づくり課 子育て給付課	母子健康手帳交付時の面談や、保護者が提出する妊娠届出書、母子保健アンケートの情報、妊婦健診の受診状況をもとに、経済的不安や支援状況の発見の機会としています。母子保健アンケートをもとに保健師による相談を行います。	産前産後の妊産婦の孤立化を防ぐため、困りごとに応じた相談窓口を周知します。	令和4年度母子健康手帳発行数：3,156件 妊娠期支援対応：ハイリスク妊婦のうち、85.3%の妊婦に電話相談を実施した。また、88.4%の妊婦が継続支援となった。 妊婦訪問：21件	B

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱		個別事業に対する評価					事業の達成状況
番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等		
柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進	7	子育て支援センター事業の充実	子育て企画課	地域の子育て支援拠点として、妊娠期から就学前までの子育てに関する相談・情報提供・講習会の実施や子育てひろばの開催など様々な子育て支援事業を行います。	子育て支援センターにおける利用者の相談内容や様子から保護者の抱える様々な困難を発見し、気持ちに寄り添いながら受けとめ、必要に応じて専門的な支援につなぎます。また、地域における巡回子育てひろば等の充実を図ります。	ひろば機能については、予約制を継続しつつ前年比1.22倍にあたる46,868人の利用があった。相談機能については、随時相談及び電話相談にて前年比1.08倍にあたる12,710件の相談に応じた。コロナ禍を経て子育て家庭に対する支援のニーズは多様化しており、既存の事業の充実とともに新たな事業の実施を検討し、引き続き安心して子育てができる支援体制の構築に努める。	A
	8	つどいの広場事業の充実	子育て企画課	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	つどいの広場の委託業者との連携・情報共有を行い、子育て家庭のニーズを把握し、困りごとの早期発見・対応につなげます。	引き続き予約制により実施したものの16,958人の利用があり、コロナ禍以前の令和元年度の利用水準まで戻りつつある。また、1,717件の子育て相談及び11,536件の子育て情報提供を行った。今後も地域の身近な親子の交流の場として、4か所それぞれのニーズや特徴に合わせた広場が展開できるように支援を行っていく。	A
	9	子育てふれあいコーナー事業の推進	子育て企画課	地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。	遊びをとおして、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	地域の身近な児童館等の施設合計23か所で、親子が自由に集い、子育て相談や交流ができる場として「♪あいあい♪」、「きらきら☆ぼし」を実施し、3,047人の利用があった。継続的に親子の居場所を確保することができた。今後は親子の居場所の確保だけでなく、より居心地のよい場所を目指すことを踏まえ、子育てボランティアの人材育成および確保を行っていく。	A
	10	子育てに関する情報提供の充実	子育て企画課	藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	情報発信のさらなる充実を行います。子育て支援が身近にあることを知ってもらい利用につなげていきます。	藤沢市の子育て支援に関する情報をまとめた「ふじさわ子育てガイド」を7,000部発行し、転入届時や出生届時に周知を行った。また、市ホームページや「子育てアプリふじさわ（母子モ）」を活用し、子育て支援に関する情報発信を行った。「子育てアプリふじさわ（母子モ）」の登録者数は年々増加しており、前年度比1.1倍の8,696人となった。市ホームページや「子育てアプリふじさわ（母子モ）」を通して、子育て支援に関する最新情報を引き続き発信していく。	A
	11	保育所・幼稚園等での相談	保育課	保育所等入所申込時における保育課窓口での相談のほか、保育所・幼稚園等への入所後に施設長等が相談を受けた場合において、関係機関と連携した対応を図ります。	保育所・幼稚園等が保護者から相談を受けた場合、速やかに関係機関と連携が図れるよう体制を整えます。	日頃から市内保育所や幼稚園の会合に参加するなど、顔の見える関係づくりに努め、相談を受けた際には速やかに関係機関と連携し、情報共有を図るなど、早期解決に努めた。今後も各種の相談に対して適切な対応ができるよう、連携の強化に努めていく。	B
	12	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業の周知を行うことにより、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の増員を図ります。	【実績】 ・おねがい会員：6,477人 まかせて会員：961人 どっちも会員：578人 ・活動件数：10,193件 【課題と今後の取組】 おねがい会員と比べて、まかせて会員が少ないため、将来的に活動への影響が出ないよう、まかせて会員を確保していく必要がある。まかせて会員になるには研修会の受講が必要であるが、今後もより多くの方に研修会を受講いただけるよう、適切な研修内容・時間を設定するとともに、広報や地区回覧を活用し、周知活動を行っていく。	B
柱2 フォームとした取組の推進	13	学校教育相談センターにおける相談体制の充実	教育指導課	児童生徒の学校生活への適応等を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談及び相談支援教室における不登校児童への相談支援を行います。	相談内容や学校生活の様子から、児童生徒・保護者の抱える様々な困難を発見し適切な支援につなげます。学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが関係機関等との連携を図ります。	センターに来所しての週6日（平日及び土曜日の午前中）の相談、学校に配置したスクールカウンセラーによる相談（小学校に週1.5日配置を26校、週2日配置を7校）や、学校から要請を受けてスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校生活や児童生徒の抱える課題への支援の充実を図った。就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行った。就学支援委員会を9回（全10回のところコロナのため第4回が中止）、相談支援教室への相談依頼155名に対応した。相談支援教室にて、小学生プログラムの試行を2月・3月で計11回行った。・R5年度は、通年で小学生プログラムを実施予定。不登校児童生徒への相談支援充実のため、相談支援教室の環境整備に引き続き努める。	B

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

個別事業に対する評価							事業の達成状況
番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等		
柱2 学校をプラットフォームとした取組の推進	14	小学校・中学校での相談の充実	教育指導課	学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。	全教職員がカウンセリングマインドを持ち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。	学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行うにあたり、各学校に配置したスクールカウンセラーと、対象となる児童生徒に問する課題についてともに考えた。本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行った。相談支援教室では、児童生徒が充実した活動参加とカウンセリングが受けられるような体制づくりを行った。	B
	15	相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組	教育指導課 学務保健課	外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取組みます。	関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子ども保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 住民登録窓口で住民登録の手続きをする際に、学齢期の外国籍の子どもがいる場合は、就学の希望を確認し、希望する方に本課での就学手続きを案内した。 小学校、中学校へ入学する学齢の外国籍児童、生徒の保護者あてに、6カ国語で就学案内を作成し、就学申請書類とともに案内した。 外国籍の子どもたちの就学事務手続きの際、子どもたちの日本語の状況や保護者の要望から、小学校の説明や日本語指導、日本語教室で通級指導の案内などを行った。 日本語での説明が難しい場合には、タブレット端末の翻訳機能や、やさしい日本語にて対応した。 人権男女共同平和国際課が発行している「藤沢市日本語教室MAP」を渡し、日本語指導の支援につなげた。 今後も引き続き丁寧な対応を行っていくとともに、小学校への就学の対応には教育指導課で作成した、リーフレットを活用・配布し案内していく。 <p>外国籍の子どもたちの就学事務手続きの際、最初に市民窓口センター、次に学務保健課で手続きを受けた後、教育指導課にて子どもたちの日本語の状況や保護者の要望から、連携して対応したことがあった。また、幼保小連携の場においても紹介をした。外国籍の保護者には、タブレット端末の翻訳機能で対応したり、「やさしい日本語」にて対応したりした。保護者には、学校において言語は限られるが日本語巡回指導員の母語による日本語指導を受けられることや、湘南台小学校の日本語教室で通級指導を受けられることを説明した。また、人権男女共同平和課が発行している「藤沢市日本語教室MAP」を渡し、日本語の支援につなげた。</p>	B
	16	就学支援相談の実施	教育指導課	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に、就学相談を実施します。	就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細やかな対応に努めます。	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の実態や保護者のニーズを把握して、きめ細かな対応に努め、306ケースの就学相談に対応した。就学支援委員会は9回（全10回のところコロナのため第4回が中止）開催したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第5回目は書類での審議となった。令和5年度は10回開催し、可能な限り実際に子どもの様子を見て審議を行う予定である。	B
	17	教職員研修の充実	教育指導課	学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。	いじめ防止、支援教育、子ども理解、地域理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。	教職員を対象にした研修会についても、令和3年度と比較し、研修の充実を図ることができた。具体的には、夏の研修講座はリモートと集合を併用しながら、開催方法を工夫することで実施し、教職員の学びを継続させることができた。基本研修や指定研修等キャリアステージに応じた研修についても机上研修と集合研修を併用しながら実施することができた。今後も、改訂した「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に則り、キャリアステージに応じた研修を実施していく。いじめ防止の研修については、学校のニーズに応じた内容となるよう努めた。	B
	18	就学援助制度の周知（就学前支給）	学務保健課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続きなどの周知をはじめ情報提供を行います。特に小学校へ入学する子どもがいる家庭には、個別の案内、周知を行い、支援につなげます。	令和5年4月に小学校新1年生となる未就学児童の保護者に対し、就学時健康診断の通知に併せて、小学校入学準備金支給事業のお知らせと申請書を対象全世帯へ送付したほか、転入者で該当児童のいる世帯へも随時書類を送付した。また、小学校新1年生の保護者全員へ就学指定校通知を送付する際、小学校入学準備金支給申請の漏れがないか案内文を同封し重ねて周知を行った。	A

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱		個別事業に対する評価					事業の達成状況
番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等		
柱2 と学校 を取 組 の 推 進 フ ォ ー ム	19	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	保健予防課 教育指導課	いのちを支える自殺対策における取組として、小・中学生を対象に、専門のプログラムに沿って、地域の保健師が学校に出向いて授業の一環として実施します。	保健所と学校が連携しSOSの出し方に関する教育の実施に向けて検討を進め、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求められる体制を整えていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒へ向けたSOSの出し方教育の実績：中学校2年生112名に実施 教職員向けゲートキーパー養成研修の実績：4回実施 計91名（養護教諭含める） 市内の小学校・中学校に各相談機関先を記載したポスターの配布、教諭と指導者へ普及啓発のポケットティッシュの配布。 児童支援担当教諭協議会兼生徒指導担当者会において、保健予防課による「ゲートキーパー研修」の案内、自殺防止対策について等、自殺防止対策についての啓発を行う。「ゲートキーパー研修」（保健予防課との連携事業）については、高倉中、羽鳥小、藤小研養護部会で実施	A
	20	母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	健康づくり課	母子保健事業の中から、虐待のリスクの高い状況を早期に把握し、関係機関との連携により、子どもの安全と心身の健やかな発育・発達を支援します。	母子保健事業における虐待や生活困窮等他機関の支援を必要とされる状況を把握した場合には、関係機関と連携を図り、対応について協議し、子どもの安全を確保し、発育発達に関する支援につなぎます。	こんにちは赤ちゃん事業における未把握児及び乳幼児健診未受診者に対して文書送付や家庭訪問等を行い、母子の状況把握に努めるとともに、定期的に要保護児童対策地域協議会の主管課である子ども家庭課と会議をもち、虐待リスクの高い児の早期発見・早期介入を図った。 必要な場合、児童福祉関連機関との連携を図り、支援を行った。 子育て期の孤立化や育児負担による養育困難な状況を早期に把握するため、妊娠届出書や妊婦健診・出産医療機関との連携により、養育困難家庭の早期発見に努め、保健指導や支援を行った。	B
	21	子ども家庭総合支援拠点の運営	子ども家庭課	子どもの養育に困難を抱える家庭についての相談に対し、保育士、保健師、心理職等の専門性を活かした指導・助言を行うとともに、個々の家庭状況に応じ、活用できる社会資源の情報提供や関係機関との連絡調整など、課題の解決に向けた継続的な福祉的支援を実施します。 特に支援が必要な家庭に対しては、藤沢市要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携して支援を実施します。	子ども家庭総合支援拠点として、子どもや保護者等から受けた相談について調査や実情の把握に努め、必要な情報提供や指導及び助言を行うとともに支援につなげます。	【実績】 児童の家庭における安定と児童福祉の向上を図るため、児童や保護者等から相談を受け、専門的な指導・助言を行うとともに、必要な情報提供や支援につなげた。 ・子ども・子育ての相談件数・・・960件 【課題と今後の取組】 令和6年4月施行の改正児童福祉法において、児童福祉部門の「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健部門の「子育て世代包括支援センター」の果たしている機能・役割を維持しながら、組織を一体的に運営し、支援強化を図る「こども家庭センター」を設置することが市町村の努力義務となったため、令和6年4月の設置に向けて取り組んでいく。	A
	22	放課後児童健全育成事業	青少年課	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	放課後児童クラブでの生活における気づきに注意し、必要に応じて学校や地域住民で構成される運営委員会等につなぐことで、子どもの支援を行います。	放課後の子どもの安全・安心な生活の場として、子どもの支援を行うことができた。今後も放課後児童クラブの拡充を図るとともに、適切な支援を継続して行う。	B
	23	青少年指導員育成事業	青少年課	青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。	学校からの推薦を受けた子育て世代の新任指導員だけでなく、現任の指導員に対しても研修を通じてスキルアップを図り、健全育成活動ができるように地域のサポート事業を行います。	青少年指導員が青少年の健全育成に関する知識の習得を図ることを目的とした研修会を実施した。 ○新任研修会 5月24日 58人 ○全体研修会 6月 140人・11月 118人 ○理事研修 28人	B
24	非行防止推進活動	青少年課	青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。	青少年を取り巻く環境の浄化活動を推進するため、学校・家庭・地域・警察・関係機関等と連携した取組を進めます。また広く市民に対して、健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらえるよう事業をとらして啓発します。	地域の青少年に対して声かけを行うとともに、地域を巡回することにより問題行動の早期発見に努めた。また、青少年指導員協議会等と連携・協力し、街頭キャンペーンによる啓発活動を実施した。 ○街頭指導実施回数 青少年指導員292回 昼間街頭指導員1,327回 夜間特別街頭指導員75回 ○指導件数 昼間 のべ84件（内女子37件）夜間 のべ1374件（内女子577件） ○キャンペーン参加人数 7月4日 10人・5日 9人 12月1日 35人・12月2日 28人・3月10日 14人	B	

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

施策の柱		個別事業に対する評価					事業の達成状況
番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等		
柱3 切れ目ない相談支援の充実	25	放課後子ども教室推進事業	青少年課	放課後などに小学校の余剰教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	放課後の子どもの居場所の充実を図るとともに、見守りを行う地域住民を通じて子どもの変化といった気づきを共有することにも留意し、支援を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施回数は限られたが、実施日に関しては取組の方向に沿った支援を行った。また感染対策を講じたうえで適切に運営を行った。 ○小糸小学校 開所日数：184日 延べ利用児童数：2,607人 ○亀井野小学校 開所日数：56日 延べ利用児童数：2,214人 ○富士見台小学校 開所日数：34日 延べ利用児童数：629人	B
	26	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年課	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	保護者と子ども・乳児が参加できる事業を実施することや、見守りを行う地域住民を通じ、子どもの変化等の気づきを共有することによって、子どもの支援を行います。	児童館においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、計画通りに子育て支援事業を実施した。地域子どもの家においては、季節事業などを行い、子育て企画課の子育て支援事業「♪あいあい♪」「きらきら☆ほし」も実施した。	B
	27	福祉総合相談支援の充実	地域共生社会推進室	生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、地区福祉窓口業務における市民センター、村岡公民館と関係各課との連絡調整等を行います。福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとを抱えながらも相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	地区福祉窓口相談員が、多岐にわたる様々な相談に対応するため各市民センター及び村岡公民館と、関係各課と情報共有や連携を行うとともに、職員の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。また、福祉総合相談を行う中で、子どもを取り巻く環境から、その世帯の課題を整理し、必要な支援につなぎます。	地区福祉窓口と担当課にて、毎月1回「地区福祉窓口担当者会議」を行っている。（令和4年度は、8月及び11月の「地区福祉窓口担当者会議」は、議題数の関係で開催せず、計10回の開催。）この会議の中では、各担当課からの連絡及び各地区福祉窓口から担当課への質問を行っている。また、各地区福祉窓口間の情報交換もこの会議で行っている。その他、「地区福祉窓口現任相談員研修」を年1回行っている。この研修は、各地区福祉窓口から相談員全員が参加し、講義内容について研鑽をすることによって職員の資質向上を図っている。令和5年度についても、同様に行っていく予定。	A
	28	地域福祉における手続・相談体制の充実	地域共生社会推進室（市民センター・公民館）	市民センター及び村岡公民館に地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続、相談及び情報提供を行います。	申請等の諸手続とともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。	地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続・相談は、14,796件であった。（令和3年度 16,001件）児童手当の電子申請・現況届郵送手続等申請方法が充実し、定着してきていることから件数は年々減少している。引き続き手続業務や相談業務の充実を図っていく。	A
	29	生活困窮者自立支援の充実	地域共生社会推進室	自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSWの配置）により、生活に困窮している方が抱える多様な複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。	生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。	相談件数としては、直営997件、委託（社会福祉協議会）909件となっている。（令和3年度：直営1623件、委託1829件）令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮の状態にある相談者は一定数いる状況。進学費用の相談等、子どもをきっかけとして世帯の課題が見える場合もある。しかし、課題も多様で複雑化しているため、支援対象を世帯全体としつつ、それぞれの課題に丁寧に向き合いながら、個別性を重視し対応していく。	B
	30	地域での相談・連携の取組（民生委員児童委員、主任児童委員との連携）	福祉総務課	福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。	【取組実績】 地区の民児協定例会において情報共有を行った。主任児童委員連絡会を年4回開催し、市子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換を行い、事例検討等により知識の習得に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響により見送られていた研修会や会議が徐々に再開され、児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会では研修会と視察研修を行った。一斉改選で委嘱された委員を対象に新任委員研修会を開催し、共通理解の促進に努めた。 市内小学校や子育て応援メッセージで「主任児童委員紹介リーフレット」を配布し、主任児童委員の周知啓発に取り組んだ。 【課題】 主任児童委員の認知度が低いことから、より一層周知し、地域における子育てや、子どもの生活状況の相談支援体制の充実強化を図る。	A
31	障がい者相談支援事業	障がい者支援課	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	令和4年度相談件数の実績（7事業所合計）：14,453件（訪問：2,027件、来所：2,261件、電話等：9,994件）障がいに関する総合相談窓口を市内に4事業所、専門相談窓口を3事業所設置することで相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を行いました。市民周知を図ることが課題であり、今後はより身近な存在となるため、地域における連携及び普及啓発に取り組めます。	B	

●施策方針2 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

個別事業に対する評価							
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
柱1 子どもの医療への受診支援	32	ひとり親家庭への経済的支援（医療費助成）	子育て給付課	母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭などひとり親家庭等に、医療費の助成を行います。	ひとり親家庭等に医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくします。また、福祉医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きや児童扶養手当申請時に制度周知を行います。	ひとり親家庭等への入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 60,032人 年間助成件数 69,138件 年間助成額 189,723,993円	A
	33	小児医療費助成事業	子育て給付課	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくします。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きとの連携や、未申告者への申請勧奨のほか、広報等による制度周知を行います。	0歳から中学校3年生（中学生については所得制限あり）までの児童の入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 638,410人 年間助成件数 822,896件 年間助成額 1,770,085,247円 令和5年4月から中学生の所得制限を撤廃。	A
	再掲4	健診後の支援のための相談事業	健康づくり課	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとらえて、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごとに関する早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	乳児健診では、児の事故や母の心身の状況を把握し、地区担当保健師による電話相談等の支援を行った。4か月児健診フォロー：346件（母の心身140件、児の発育・発達104件・その他（健やか親子21アンケート結果）58件）、9～10か月児健診フォロー：335件（母の心身166件、児の発育・発達74件・その他95件） 集団で行う幼児健診では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として滞在時間の短縮を図るため、相談を当日と別日で実施した。 各健診未受診者に対しては、文書の送付や家庭訪問文書送付や家庭訪問等を行い、母子の状況把握に努めた。4か月児健診未受診児数：95人 9～10か月児健診未受診児数：77人 1歳6か月児健診未受診児数：264人 3歳6か月児健診未受診児数：276人 今後も基本的な感染対策は継続しながら、適切な情報提供や早期支援に対応できるよう努めていく。	B
	34	育成医療給付事業	子育て給付課	障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療の給付を行います。	必要な医療の給付を行うことにより、障がい児等の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携強化を図ります。	育成医療による治療を必要とする児童に対し、認定・給付を行った。 ○育成医療：支給認定件数 14件 年間受診件数 69件 年間助成額 1,521,277円	A
	35	小児慢性特定疾病児童に対する支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。また、日常生活用具は申請に基づき給付されるため、申請漏れのないよう、制度周知を行います。	対象児童に対する日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も小児慢性特定疾病申請者および受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。 ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 給付件数4件 助成額：292,815円 ○経由事務送付件数 327件	A
	36	未熟児養育事業	子育て給付課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の支援を行います。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行った。 ○受給者数 78人 年間受診件数 254件 年間助成額 29,333,514円	A

●施策方針2 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	
柱1 子どもの医療への受診支援	37	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聴き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	育児・しつけに関する相談が53件、母子健康（育児の不安や心配事等）に関する相談が40件あった。引き続き、相談者の不安を解消できるように情報提供を行う。	B
	38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	保健予防課	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	専門医や専門職による相談や、家庭訪問等とおし、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行います。また、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業をおし、相談者の受診、療養支援、家族支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 専門医による精神保健福祉相談や、専門職による随時相談、家庭訪問等とおし、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行った。 自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業をおし、相談者の受診、療養支援、家族支援を行った。 精神保健福祉の正しい理解を深めるために、セミナーや健康教育を行った。今後もチラシ「こころの体温計」やホームページなどを通じ、相談窓口を周知し、支援につなげていく。 	A
	39	障がい者等医療費助成事業	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入院時の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	継続して医療費の助成を行いました。 受給者人数 12,062人	A
柱2 障がい児等の相談・支援の充実	40	子ども発達相談の充実	子ども家庭課	発達に特別な支援が必要な子どもに関する相談を受け、発達の状態に応じた対応の仕方について助言を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。また、保育所や幼稚園等を巡回し、子どもの成長につながる支援方法の助言を行うとともに、発達障がいの理解を促すための啓発事業を実施します。	一人ひとりの特性や能力に応じた助言を行うとともに、家族のニーズも考慮した適切な支援につなげます。また、発達に支援の必要な子どもに一貫した支援を行うため、サポートファイルの活用を進め、関係機関が連携した支援に取り組みます。	<p>【実績】</p> <p>障がい児や発達に心配のある子どもについて、専門性のある職員が相談を行った。不安や心配の強い保護者には面談日までの間に個別の電話相談を実施し、保護者の精神的負担軽減に努めた。</p> <p>サポートファイルは、使いやすい薄型ファイルに変更し、活用の促進を図った。</p> <p>・新規相談 652人、個別相談実人数 1,461人、サポートファイル配付数 257冊</p> <p>【課題と今後の取組】</p> <p>相談内容の複雑化や、家族全体への支援の必要性のある相談が増加傾向の中、関係各課との調整・連携をしながら、丁寧な相談を引き続き行っていく。また、育てにくさを抱えている保護者が孤立しないよう、学齢期も含め、予防的な支援をしていけるようにする。</p> <p>サポートファイルをより活用し、支援の必要な子どもへ一貫した支援を継続的に行えるよう、関係機関と連携していく。</p>	A
	41	障がい児支援サービス	子ども家庭課	障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、家族の負担軽減を図ります。	適正な支給決定を行うため、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、事業所と連携して障がい児福祉の向上を図ります。	<p>【実績】</p> <p>1. 障がい児通所支援サービスの利用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 504人（前年度比+20人） 放課後等デイサービス 909人（前年度比+80人） 保育所等訪問支援 38人（前年度比+13人） <p>（※いずれも、令和5年3月における利用実績のうち、令和5年4月までに事業所から請求のあった受給者のみ掲示）</p> <p>2. 相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績 295人（前年比+38人） （※令和5年3月時点）</p> <p>【課題と今後の取組】</p> <p>障がい児通所支援サービスの利用実績、相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績は、全体的に増加傾向にあり、また、それぞれ事業所の数も増加している。引き続き、事業所と連携し、サービスの充実・質の向上を図る。</p>	A

●施策方針2 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	
柱2 障がい児等の相談・支援の充実	42	特別支援保育事業	保育課 子ども家庭課	認可保育所、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。	集団の中で社会性の向上や情緒の発達を促すとともに、障がい児に対する理解を深め、障がい児の発達支援の推進を図ります。	【実績】 ・特別支援保育対象人数 97人（内幼稚園及び認定こども園 53人 幼児教育施設 2人 保育施設 42人） ・特別支援保育対象施設数 57施設（内幼稚園及び認定こども園 21施設 幼児教育施設 2施設 保育施設 34施設） 【課題と今後の取組】 障がい児や発達に特別な支援を必要とする児童の受け入れを円滑に推進するとともに、保育の充実を図るため、対象施設への制度の周知や説明を引き続き行う。また、対象児童の保護者への説明が円滑に行われるよう、保護者あての説明用文書等を活用し、制度の趣旨や内容について理解を促す。	A
	43	「育てにくさ」を感じている親への支援	健康づくり課	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援します。	保護者が子どもの発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、生活基盤での課題から適切な支援を利用しづらい家庭を含め包括的に支援します。	乳幼児健診や地区担当保健師による家庭訪問等から把握された発育・発達に課題のある児について、教室や個別相談につなぎ、児の心身状況の確認や保護者の困りごと・心配に対する支援を行った。また、必要時、子ども家庭課と連携し継続した支援が受けられるようにした。 経過検診療養生活相談：36回 延184人 心理相談経過観察：174回 延264人 ひよこの広場：50回 延255人 慢性疾患児訪問：延71件 未熟児訪問：延164件	B
	再掲31	障がい者相談支援事業	障がい者支援課	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	令和4年度相談件数の実績（7事業所合計）：14,453件（訪問：2,027件、来所：2,261件、電話等：9,994件） 障がいに関する総合相談窓口を市内に4事業所、専門相談窓口を3事業所設置することで相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を行いました。 市民周知を図ることが課題であり、今後はより身近な存在となるため、地域における連携及び普及啓発に取り組みます。	B
	44	太陽の家しいの実学園	障がい者支援課	知的発達の遅れや肢体不自由のある子どもに対して、日常生活や遊び、機能訓練などを実施し、障がい児の発達を促します。	児童発達支援センター利用希望者は増加傾向にあり、引き続き障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図ります。	児童発達に関わる相談の需要拡大の状況を踏まえて、引き続き、障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、支援の方法を工夫し、充実を図っていくことも課題となっています。 実績：しいの実学園の通園延べ人数：12,352人（令和3年度：13,520人）	A
	45	補装具の給付	障がい者支援課	身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活を容易にする事を目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、神奈川県立総合療育相談センターが補装具を必要と認められた方に支給します。	引き続き、対象となる利用者に対して交付決定を行い、日常生活・職業生活・学校生活を少しでも容易に送ることができるよう補装具費を支給し、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ります。	障害者総合支援法に基づき、障がい児の身体の欠損又は機能の損傷を補完することにより障がい児の日常生活の便宜を図るため、合計186件の補装具費の給付決定を行いました。	A

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

個別事業に対する評価							令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向			
柱1 子どもの適切な養育に関わる支援の充実	46	養育支援訪問事業	子ども家庭課	養育の支援が特に必要である家庭を対象に、保健師・保育士などによる専門的相談支援やヘルパーによる育児・家事援助を行い、子どもの適切な養育の確保を図ります。	養育についての支援が特に必要な家庭に対しては、保健師等による養育に関する専門的な指導・助言や、ヘルパー派遣による育児・家事の援助を導入し、子どもの安定した養育を確保します。	【実績】 子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、保育士等による養育に関する指導・助言やヘルパー派遣による育児・家事の援助等を行った。 ・専門的指導助言・・・168件 ・育児・家事の援助・・・226件 【課題と今後の取組】 支援が特に必要な家庭に対し、より効果的な支援が行えるよう、対象家庭との関係性を構築しながら課題を整理し、適切な助言や支援を行っていく必要がある。	A	
	47	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	子ども家庭課	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	【実績】 ・利用日数 ショートステイ：366日 トワイライトステイ：68回 ・登録児童数 374人 【課題と今後の取り組み】 家庭の状況により、利用ニーズが異なる部分もあるが、ショートステイと比べてトワイライトステイの利用者が少ない。関係機関へのチラシの配布など、効果的な周知活動を行うことでより多くのサポートを必要とする方にサービス提供ができるようにする。	A	
	48	子どもの生活支援事業	子ども家庭課	経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象として、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。	養育環境に課題があり、支援を必要としている子どもに居場所を提供することで豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。	【実績】 経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象に、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供した。その結果、基本的な生活習慣の習得や学習習慣の定着、食事の提供等、サポートを必要としている子どもの支援の充実が図られた。 ・実施場所・・・市内2か所 ・実施日数・・・305日（2か所の計） ・延べ来所者数・・・1,446人（2か所の計） 【課題と今後の取組】 利用者やその保護者と面談等を行い、必要な支援やニーズについて確認するとともに、委託先と市で支援内容の共有・検討をすることで、より適切な支援を行う。	A	
	49	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭課	子どもの家庭における安定した養育を確保するため、要保護児童及びその家庭についての相談を受けるとともに、「藤沢市要保護児童対策地域協議会」の構成機関が各々の専門性を活かして連携し、児童虐待の予防、早期発見及び迅速な対応と家庭への指導・支援を行います。	子どもの虐待の発生予防、早期発見につながるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、市民や関係機関に対して啓発活動を行います。	【実績】 児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、要保護児童対策地域協議会の構成機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を実施した。また児童虐待防止に関する研修の実施により関係機関や市民に対して啓発を行った。 ・新規相談件数・・・447件（内児童虐待件数：241件、要支援児童等件数：206件） ・継続相談件数・・・280件（内児童虐待件数：227件、要支援児童等件数：53件） ・啓発研修等の開催・・・3回実施 134人参加 【課題と今後の取組】 児童虐待の防止及び早期発見のため、一般市民向けの講演会と関係機関向け研修会を隔年で実施し、児童虐待の基礎知識や責務についての啓発活動に取り組むとともに、引き続き、各関係機関と連携・協働して迅速な対応に努める。	A	
	50	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実（子ども支援員による日常生活支援、養育支援）	生活援護課	子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや関係機関と連携し、養育支援を40人、日常生活支援を33人に実施した。子ども支援員は、家庭訪問142件、所内面談258件、電話相談687件など、延べ2,233件の活動を行った。今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち寄り添い方の支援を実施する。	B	

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

個別事業に対する評価							事業の達成状況
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
柱2 暮らしを支える支援の充実	51	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金、家計改善支援事業）	地域共生社会推進室	生活保護に至る前の段階にめる生活困窮者の自立支援に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金事業、家計改善支援事業を行っています。 住居確保給付金事業については、離職により住居の喪失の恐れのある方を対象に一定期間住宅費を支給するとともに、ハローワークを利用した常用就職に向けた支援を行います。 家計改善支援事業については、債務の支払いや家計の収支バランスが整わないため、困窮状態に陥っている方に対し、家計分析を行うとともに、家計の改	離職により生活基盤が崩れ、住居喪失の恐れのある世帯（保護者）に対し、ハローワークと連携し常用就職に向けた支援を行うことで、子どもの生活環境を変えることなく、安心して過ごせる支援を行います。 収入はあるが、収支が合わない、債務があるなど家計に関する課題に対し、客観的な視点で相談者自らが気づき、行動できるような支援を行います。また、子どもの進学など将来のための貯金ができるよう意識づけに向けた支援を行います。	住居確保給付金については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活支援策としての側面ではその役割を一定程度終了したため、利用件数は減少している。令和4年37件（参考令和2年485件 令和3年98件） しかし、コロナ禍における家計急変、またそれをきっかけに不安定だった家計がさらに悪化し生活困窮の相談につながるケースも見受けられた。制度利用終了後も世帯の家計状況や就労を含めた継続的な支援が課題である。	B
	52	生活保護制度による支援	生活援護課	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障します。	生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するため必要な保護を行い、自立のための支援を行います。	高齢、障がい、傷病等により生活に困窮した新規生活保護利用者679世帯を含む、4,336世帯、5,692人に生活保護法による保護を実施した。 経済状況や雇用情勢の回復が見込めない中、生活保護利用者の増加は課題ではあるが、今後も相談者の立場に立った支援を行う。	B
	53	ひとり親家庭への子育て・生活支援	子育て給付課	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭等日常生活支援事業を行います。	ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、バックアップふじさわ等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。 ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や就学等をするにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。	ひとり親家庭の抱える課題を把握し、一人ひとりに寄り添いながら継続的な支援を行った。また就労や疾病等により家事支援や育児支援を必要とする場合に、支援員を派遣し家事等の負担軽減を図った。今後も関係機関等と連携しながら、様々な課題へ対処できるよう、相談者に寄り添った支援を行っていく。 〇のべ相談件数 5,428件 〇ひとり親家庭等日常生活支援事業：登録世帯 7世帯 利用世帯2世帯	A
	再掲39	障がい者等医療費助成事業	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	継続して医療費の助成を行いました。 受給者人数 12,062人	A
	54	障がい者福祉手当の給付	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 4,000円 受給者人数 753人※20歳未満受給対象者数	A
	再掲37	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聴き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	育児・しつけに関する相談が53件、母子健康（育児の不安や心配事等）に関する相談が40件あった。引き続き、相談者の不安を解消できるように情報提供を行う。	B
	再掲38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	保健予防課	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	精神疾患により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な相談支援を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	精神保健対策事業である精神保健福祉相談や専門職による随時相談、家庭訪問等を通じて、子どもの養育に課題がある保護者に対して、早期介入し相談支援を行った。また、関係機関と連携して支援を行うことで、子どもの生活の安定を図った。さらに、精神保健に関する図書館展示などの普及啓発事業や学校の授業のなかで健康教育を行い、地域における精神保健福祉の正しい理解を図った。	A

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

個別事業に対する評価							令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向			
柱2 暮らしを支える支援の充実	55	難病対策事業（医療・日常生活等の相談事業、保健師の家庭訪問による相談事業）	保健予防課	長期にわたり療養を必要とする難病患者及びその家族の日常生活や療養上の不安の解消を図るため、訪問相談や難病講演会、難病患者と家族のつどい等を開催し、在宅療養の支援を行います。	難病により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な保健指導を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	令和4年度は実績なし。引き続き、ケアマネージャーや専門職による随時相談や家庭訪問を通じて、子どもの生活が安定するよう関係機関と連携を行う。		
	56	助産施設・母子生活支援施設への入所支援	子育て給付課	経済的理由により病院等に入院して出産することができない妊産婦が、助産施設に入所して出産できるよう、出産に係る費用の給付を行います。日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭について、母子生活支援施設への入所支援を行います。	助産施設入所の申請時に、妊婦が抱える不安や悩みに気づき、ニーズに合った情報提供を行うことで、必要な支援につなげます。母子生活支援施設への入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。	児童福祉法第22条の規定に基づき、経済的に困窮している妊産婦に対し助産施設への入所による安全な出産環境を提供し、また同法第23条に基づき、支援が必要な母子家庭について母子生活支援施設への入所相談を行った。今後も経済的に困窮している妊産婦や、専門的支援が必要と判断した母子家庭については、該当施設への入所と共に自立に向けた支援を行っていく。 ○助産施設 入所件数 3件 ○母子生活支援施設 入所世帯 0世帯	A	
	57	市営住宅の環境整備	住宅政策課	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	今後も継続して、住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	7月と1月の市営住宅入居者募集時に住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行った。今後も優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備していく。	A	
	58	住宅確保要配慮者への支援	住宅政策課 地域共生社会推進室	住宅確保要配慮者への支援を図るため居住支援協議会を設置し、住宅確保のための支援及び入居後における居住の継続が可能となるような具体的支援を実施します。	行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅市場において自力で住宅を確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者が、自ら住宅を確保できる体制を構築するとともに、入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、安心して暮らせる環境をめざします。	住宅確保要配慮者への支援を図るため、居住支援協議会を5回実施した。8月には住宅確保要配慮者を対象にした『居住支援・住まい探し相談会』を開催し、9つの申込枠全てが埋まった。聞き取り等を行い、問題解決に繋がったケースも作ることができた。また、協議会に居住支援法人1者が新規加入したほか、協力不動産店を4店舗増やしたことで対応エリアを市内13地区に拡大し、支援体制の更なる構築を図った。	A	
柱3 子どもに届く経済的支援の充実	59	児童手当の支給	子育て給付課	中学校修了前までの児童を養育している家庭等に、児童手当・特例給付の支給を行います。	児童手当法に基づき、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童を養育している家庭等に手当を支給した。今後も、児童を養育している家庭の生活の安定を図るため、継続して手当の支給を行っていく。 ○児童手当・特例給付 延べ児童数 604,778（一般分：603,662人 施設分：1,116人） 支給額 6,224,125,000円	A	
	60	ひとり親家庭への経済的支援（児童扶養手当、養育者支援金、神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金）	子育て給付課	ひとり親家庭等または養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。父または母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。父または母の代わりに児童を養育している祖父母等に対し、公的年金等を受給していることにより全部または一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、神奈川県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付業務を行います。	児童扶養手当又は養育者支援金の支給を行った。また、神奈川県が実施する貸付制度の案内及び申請の受付を行った。今後も、ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行っていく。 ○児童扶養手当 受給者数 2,078人（R5.3.31） 年間支給額 1,044,193,400円 ○養育者支援金 受給者数 7人 年間支給額 2,307,730円	A	

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	
柱3 子どもに届く経済的支援の充実	61	特別児童扶養手当の支給	子育て給付課	精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの経由事務を行います。	特別児童扶養手当の申請の際に状況を聞き取り、情報提供等を行うことで必要なサービスに適切につながります。	政令に定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に対して、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。（認定及び支給は神奈川県） ○受給権者数 719人	A
	62	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	認可保育施設における教材費や行事参加費、また幼稚園利用者が負担する給食費に対して助成することにより、経済的な負担軽減を図った。	B
	63	障がい児福祉手当の給付	障がい者支援課	20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、障がい児の生活の安定と福祉の増進を図ります。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 14,850円 受給者人数 214人	A
	再掲54	障がい者福祉手当の給付	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 4,000円 受給者人数 753人※20歳未満受給対象者数	A

●施策方針4 「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	
柱1 学校教育における学力保障の取組	64	新入生サポート事業	学務保健課	小学1年生に市費講師を配置し、基本教科を中心とした学習指導と、早期に学校生活に適應させるための生活指導を、担任とのチームティーチングによりきめ細やかに行う。	担任とのチームティーチングに必要とされる市費講師を適切に配置することで、小学1年生への適切な学習指導と生活指導につなげていきます。	小学校全35校、計43名のサポート講師を配置した。人員の確保とスムーズな任用配置が課題。学校との連携と職員課等との調整に努め、講師を確保するとともに、子どもたちへのより良い支援の在り方を、総合的に検討していく。	B
	65	小学校学習支援事業	教育指導課	児童の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、小学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立小学校全35校において実施します。	小学校5校において事業施行をした。長期休業中だけでなく、放課後など、それぞれの学校の実情に合わせ、実施することができた。来年度は実施時間を拡充し、今年度の実証事業例を参考にしながら、さらに多くの学校で試行できるように実施していく。	B
	66	中学校学習支援事業	教育指導課	生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、中学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立中学校全19校において実施します。	中学校19校と藤沢市相談支援教室で実施することができた。生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的として、実施教科は生徒のニーズに応じて柔軟に対応したり生徒一人ひとりの理解度に応じた学習支援を行った。今年度は、中学校不登校生徒学習支援事業も始まるので、双方の学習支援事業が充実するよう引き続き支援していく。	B
	67	ICTを活用した学習環境の整備	教育総務課	教師が授業で活用するとともに、児童生徒が学習で活用できるパソコンを整備します。また、校内無線LAN、教室用プロジェクター等を整備することで、普通教室でICT機器を活用できる環境を整備します。	ICTを活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業が実現します。ドリルソフト等の活用で、個々の状況に応じた学習に取り組むことができます。	ICTを活用した学習を推進するために、ハード面では、小学校で指導用端末の導入、中学校ではプロジェクターを追加で導入した。ソフト面では、児童生徒にとってわかりやすい授業のために、先生向けに研修を行ったり、ドリルソフトの活用を促した。今後も引き続き、ICTを活用した学習を推進するために、学習ソフトの研修や機器操作等の研修を実施し、教員のICT活用能力に差が生じないように取り組みます。中学校、小学校ともに個々の学習状況に対応できるドリルソフトについて、保護者負担になるなかで費用面が課題であり今後検討が必要です。	A
柱2 多様なニーズに応じた支援教育の推進	68	学校生活を支えるための校内支援体制の推進	教育指導課	児童生徒に対する支援を、学校全体の課題と捉えて組織的な支援を行うため、児童支援担当教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭、生徒支援担当教諭、スクールカウンセラー、管理職による校内児童生徒指導会議・児童生徒支援会議を充実します。	児童生徒指導上の諸課題に対し、必要に応じて関係機関との連携のもと、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	児童支援担当教諭協議会兼生徒指導担当者会において、関係機関との情報共有を都度行い、連携を図った。また、機会を捉えて、学校が生徒指導上の諸課題に対しての未然防止・早期発見・早期対応に努められるよう、情報提供を行った。	B
	69	特別支援教育の推進	教育指導課	特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実にも努めます。児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護介助員を派遣します。特別支援学級の市立小・中学校全校設置をめざし、順次取り組みます。	特別支援学校、特別支援学級等に係る、新担任等教員を対象として、基礎的・基本的な内容の講義や授業づくりを通じた実践的な研修を実施した。参加者の実態とニーズに応じた内容を検討する。全55校で、教育活動の支援のために介助員派遣を行った。中学校2校、小学校6校、特別支援学校1校に医療的ケアを必要とする児童生徒への支援を行うために学校看護師を派遣した。秋葉台中学校特別支援学級設置準備を行った。今後も全校設置に向けて計画的に進める。	B
	70	日本語を母語としない児童生徒の支援事業	教育指導課	日本語指導の必要な外国につながる児童生徒に対して、学校からの要請に応じて、日本語指導員を派遣し、日本語学習及び学校生活への適應を支援します。	日本語指導員を派遣し、児童生徒の日本語の習熟度に応じた日本語指導及び学校生活への適應を支援します。国際教室の指導方法を各学校へ広めるなど、日本語指導を必要とする児童生徒が早期に日本語を習得できるような初期指導のあり方や、仕組みづくりに努めます。	日本語指導員の派遣実績としては、小・中学校あわせて36校であった。その他、通訳、翻訳の依頼があった時には適宜対応した。課題としては、外国につながる児童生徒数やその比率が増加傾向であり、日本語を全く話せない子が多く、十分な指導時間を配当できていない状況が続いていることや指導員不足がある。今後の取組としては、日本語コーディネーターが行うアセスメントにより指導時間を配当し予算の有効活用を図るとともに、国際教室配置校との情報共有を密にし、教材や取組を市内全校で活用できるよう体制整備に努める。	B

●施策方針4 「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」

個別事業に対する評価							
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
柱2 に柱 心2 した多 支援な 教育の 推進 の ス	71	不登校児童生徒対策の推進	教育指導課	不登校児童生徒及びその保護者に対して、学校との連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応を実施するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図る等、各種取組を行い登校に向けての支援を行います。	不登校児童生徒を持つ保護者を対象に、おしゃべりひろばを実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。フリースクールと学校の連絡会を実施します。	おしゃべり広場については、令和4年度も4回開催し、のべ33名の参加があった。参加した保護者からは、同じ悩みをもつ保護者どうしの情報共有ができ、有意義な時間であったとの声があった。来年度も継続して開催していきたいと考えている。 フリースクール等情報交換会では、フリースクール等民間施設と教育委員会の情報交換に、令和4年度は学校教職員も参加し、より充実した情報交換を行うことができた。来年度も、学校教職員を交えた会を継続していく予定である。	B
	柱3 教育機 会均等 のため の環境 整備	72	藤沢市教育応援基金の活用	教育総務課	教育応援基金は、次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を図るために設けている基金で、給付型奨学金事業をはじめ、教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。	給付型奨学金事業だけでなく、教育の機会均等の環境整備のための事業への活用を検討します。	令和4年度は1,704件51,858,642円の寄附がありました。このうち、31人に対して9,119,400円を給付型奨学金として活用し、経済的に大学等への進学が困難な学生に対する奨学金給付事業の円滑な運営が図られたほか、児童生徒用の図書購入費に29,314,810円（小学校：19,422,342円、中学校：9,839,530円、特別支援学校：52,938円）を活用し学校図書館の充実が図られました。今後も教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。
73		要保護準要保護児童生徒援助事業	学務保健課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	子どもの貧困対策としての制度づくりを念頭に、支給費目等について見直しを検討していきます。	市立小・中学校等に在籍する児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者2,525名、生徒の保護者1,589名に対し、学用品・通学用品購入費、中学校入学準備金、修学旅行費、社会見学費、林間臨海学校費、給食費、通学費、卒業アルバム購入費、めがね購入費の一部を援助した。 また、令和5年4月に小学校新1年生となる未就学の児童のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者410名に対し、小学校入学準備金を令和5年1月と3月に支給した。	A

●施策方針5 「修学、就労、自立に向けた支援をする」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	
柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実	74	子ども・若者自立支援事業	青少年課	子ども・若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域とのつながりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進します。また、本市の困難を有する若者の支援機関であるユースサポート・ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援します。	青少年施設において、ボランティアの受け入れを実施することにより、困難を有する若者たちがボランティア活動を通じて人との関わりを持ち、社会的自立や自身の気づきへの一助となるよう、支援を行います。	「ユースワークふじさわ」と連携し、社会的自立を目指す若者の社会参加プログラムのひとつとして、藤沢青少年会館、辻堂青少年会館、少年の森でボランティアの受け入れを行い活動の場を提供した。参加した若者は、子どもとの交流や担当する職員、コーディネーターとの関わりを通じて、社会性を育んだ。 ボランティア受け入れ人数 藤沢青少年会館 3名 延べ13日間 少年の森 0名 辻堂青少年会館 7名 延べ20日間	B
	75	ユースサポート・ユースワークふじさわ	産業労働課 青少年課	ニート、引きこもり等の自立・就労に困難を有する若者に対し、専門スタッフによるきめ細やかな面談・相談、サークル活動、就労準備セミナー、ボランティア体験、就労体験等の各種プログラムを通じて、自立・就労に至るまで個別伴走型の支援を継続的に実施します。また、その保護者を対象に相談、交流会、セミナー等を実施します。	保護者セミナーや市民センターでの出張相談等を実施し、不安を抱える若者や保護者が相談できる場を充実させるとともに、自立や就労に向けたプログラムを充実させていきます。また、市の関係部課や民間の様々な教育機関・関係機関等と密に連携をとり、一人ひとりに必要な支援を行います。	【ユースサポートふじさわ】 ひきこもり等の困難を有する若者やその家族に対して、適切な支援を受けられるよう、福祉や保健等といった機関への引き継ぎを行うなど、社会的自立に向けた支援としての第一歩につなげることができた。義務教育終了後の進路未決定者等への早期かつ切れ目ない支援を実施するため、学校教育相談センター等と連携して就学中からの支援を進めていく。 (登録者数：250人、相談のべ人数：2,016人、関係機関との連携：638件) 【ユースワークふじさわ】 自立や就労に困難を有する若者やその保護者を対象として、専門スタッフによる相談や各種支援プログラムを実施し、主体的な就職活動に取り組めるよう支援した(登録者数：250人、相談のべ人数：2,016人、プログラム等参加のべ人数：3,204人)。長期化・高齢化するひきこもり、長期無業者に対する支援が課題となっており、今後も関係機関と連携を図る必要がある。	B
	76	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実(子ども支援員による教育支援)	生活援護課	子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーや関係機関と連携し、40人に教育支援を実施した。 子ども支援員は、家庭訪問142件、所内面談258件、電話相談687件など、延べ2,233件の活動を行った。 今後も引き続き子どもの健全育成の視点に立ち寄り添い方の支援を実施する。	B
	77	高等学校就学及び就学継続のための相談と支援(子ども支援員)	生活援護課	子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高校進学への動機づけ、高校等に関する確かな情報提供など、生活保護世帯等の子どもや保護者が高校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。高校入学後は、子ども自身が主体的に高校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。	子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。	卒業、進学に向けて通学状況や家庭に課題がある中学3年生には、子ども支援員とケースワーカーが学校等関係機関と連携して進学手続き等の支援を行い、卒業時点で進路決定率は100%であった。 高校3年生の進学希望者にも進学に向けた支援を行い、21人が進学を果たした。また在学中の高校生に対しては、中途退学防止に向けた支援を行い、進級率は92%であった。 今後も引き続き、中学卒業者の進路決定率100%、高校中退者減少を目標にきめ細かな寄り添った支援を実施する。	B
	78	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	地域共生社会推進室	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高校進学のための説明会等への同行支援も積極的に行います。	令和4年度の利用状況 北部地区41名 東部地区75名 大庭地区31名 御所見地区5名 利用した中学3年生29名すべてが合格した。 今後は、関係機関と連携しながら、支援を必要とする子ども及び保護者への更なる周知、学習支援事業所の利用が定着しない子どもへの支援を行う。また、定着しない理由として背景にある世帯の課題も見受けられるため、世帯全体を見ながら子どもが安心して利用できるような環境を整え支援を行っていく。	B
79	奨学金給付事業	教育総務課	大学等への進学を希望している高校生等を対象に、返済の必要がない奨学金の給付を行います。	2020年度(令和2年度)から始まる国の高等教育の就学支援新制度を補完する形で、事業の見直し・拡充を図ります。	対象者の拡充や、採用予定人数を増やすなど見直しを行った結果、新たに10人の奨学生を内定し、大学等へ進学することができました。 今後も、経済的理由により進学を断念することなく、大学等で修学ができるよう、奨学生の募集・選考を行います。	A	

●施策方針5 「修学、就労、自立に向けた支援をする」

個別事業に対する評価							
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
柱1 子の修学・就労・自立に支援の充実	80	児童養護施設を退所した子どもに対する社会的自立に向けた支援に関する連携の強化	子育て企画課	児童養護施設を退所した子どもに対する社会的自立に向けた支援に関する連携の強化を図ります。	児童養護施設退所者は、人生初めてのひとり暮らしと就職という大きな2つの試練に直面します。例えば、職場になじめず、仕事と住み込み先や寮などの居住場所を同時に失い生活困窮に陥るなどの様々な課題が存在します。児童養護施設を退所した後も、社会的自立に向けた支援が途切れないよう関係機関との連携を検討します。	令和2年度まで、神奈川県に対して、自立援助ホームやステップハウスの開設促進等について要望（次年度予算に向けた要望）を行ってきたが、県としては当該要望に沿った事業実施は行わないとの考えが示されたため、現時点での取り組みとしては終了とする。今後は次期計画策定の中で支援ニーズや、県との役割分担等改めて検討したうえで、本事業の在り方について検討する。	
柱2 保護者に対する就労・自立支援の充実	81	ひとり親家庭への就労支援	子育て給付課	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。ひとり親家庭の親が就業や転職に有利となる技術や資格を取得する場合、母子家庭等自立支援給付金の支給等を行います。	就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、ジョブスポットふじさわ等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。厚生労働省の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。生活の安定に資する資格（看護師・保育士・介護福祉士など）を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了した際には修了支援金を支給します。最終学歴が中学校である親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、修了時と認定試験合格時に受講費用（上限あり）として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。	ひとり親家庭の相談の中で相談者の必要に応じ、母子・父子自立支援員がジョブスポットふじさわに同行するなど、関係機関との連携を図りながら、就労及び自立に向け、寄り添った支援を行った。今後も制度周知を図るとともに、就労の確保及び自立に向けて継続的な支援を行っていく。 ○自立支援教育訓練給付金 13人 826,516円 ○高等職業訓練促進給付金 32人 30,991,000円 ○高等職業訓練修了支援給付金 11人 400,000円 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金 受講開始時給付金 2人 106,500円 受講修了時給付金 2人 106,500円 合格時給付金 3人 242,000円 ※高等職業訓練促進給付金について、令和3年度以降に受講開始したものについては、毎年時限で修業期間が6ヶ月以上に緩和されている。 ※高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金について、令和4年度から受講開始時給付金が支給されることとなった。	A
	82	生活保護世帯への就労支援	生活援護課	就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。	就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。	就労支援相談員とケースワーカーがハローワークと連携し、就労可能な生活保護利用者135人に対して就労に向けた支援を行い、80人が就労開始や収入増加につながった。感染症の影響で厳しい雇用状況は就労支援を行ううえでの課題であるが、今後もハローワークとの連携を強化し、支援対象者を増やし能力や実情に応じた適切な就労支援を実施する。	B

●施策方針6 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

個別事業に対する評価							
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
柱1 域共生社会に向けた啓発活動	83	支援できる地域づくりの機運醸成	子育て企画課	地域全体で様々な困難を抱える子ども・若者を見守り、支援できる地域づくりの機運醸成に向けて、地域住民がそれぞれの立場から主体的に参加できるような啓発活動（シンポジウム・ワークショップ・活動紹介など）を行います。	地域住民（団体）・民間企業・行政など多様な主体が、連携・協働できる関係づくりを行い、子ども・若者、子育て家庭が抱える多様化・複雑化した課題の解決を支える取組につなげます。	令和4年度は川崎市子ども夢パーク元所長の西野 博之様と元藤沢市教育長の吉田 早苗様にゲストとしてお越しいただき、映画上映会&トークセッション「子どもの居場所を考える～私たちは子どもたちになにができるか～」を開催した。定員の100名を超える申込があり、参加者へのアンケートにおいても「非常によかった」「よかった」という意見が97%を占めた。本イベントを通じて地域住民と、子どもの貧困や子どもの居場所についての課題の共有をすることができた。	A
柱2 地域活動の担い手の育成・活動団体への支援	84	公益的市民活動助成事業	市民自治推進課	市民を対象とした公益的市民活動を行う団体の組織基盤を強化するための取組対象として、公開プレゼンテーション等を実施する中で審査し、選定した団体に対して助成します。	協働事業との一本化に向けた見直しに基づき、団体活動の継続性や発展性を重視する中で、市民活動の立ち上げから団体の成長支援や多様な主体の協働まで段階に応じたサポートやコーディネートなどを検討し、市民活動団体の支援の充実をめざします。	令和2年度から市民協働推進事業と一本化し「ミライカナエル活動サポート事業」として取組を実施。各コースの採択団体数は、スタート支援コースは2団体、ステップアップ支援コースは3団体。協働コース（2年間の事業）は令和3年度事業開始団体が2団体、令和4年度事業開始団体が2団体。スタート支援コース・ステップアップ支援コース採択団体を対象に、補助金の交付のほか、採択事業の実施や継続的な活動のための伴走支援講座・相談会等、市民活動団体への支援を行った。	A
	85	市民協働推進事業	市民自治推進課	マルチパートナーシップの考えに基づいて、市民活動団体等と行政との協働による施策及び事業を進めるための啓発活動及び事業提案制度など体制整備を行い、市民ニーズへきめ細かく対応し、地域の課題を効果的に解決することをめざします。	助成事業との一本化に向けた見直しに基づき、団体活動の継続性や発展性を重視する中で、市民活動の立ち上げから団体の成長支援や多様な主体の協働まで段階に応じたサポートやコーディネートなどを検討し、市民活動団体の支援の充実をめざします。	令和2年度から公益的市民活動助成事業と一本化し「ミライカナエル活動サポート事業」として取組を実施。各コースの採択団体数は、スタート支援コースは2団体、ステップアップ支援コースは3団体。協働コース（2年間の事業）は令和3年度事業開始団体が2団体、令和4年度事業開始団体が3団体。協働コース採択団体に対する補助金等交付のほか、協働コーディネータによる団体のマッチング支援や事業計画へのコンサルティング等の市民活動団体への支援を行った。	A
	86	地域まちづくり事業の推進	市民センター・公民館	地域の意見を集約しながら把握した地域課題の解決に向けて、地域の特性を生かした事業を企画及び実施します。	地域の人材発掘としては、六会人材センター推進事業、片瀬地区人材・情報バンクセンター事業、小・中学生地域活動参加促進事業（明治地区）、地域人材発掘・育成事業（長後地区）、地域サポーター育成事業（湘南台地区）があるほか、情報発信やイベントを通じて活動団体を支援しています。こうした各地区の事業は、市が実施、支援等を行うものであり、地区集会等での意見を踏まえ、毎年見直しを行いながら進めます。	地域の人材発掘としては、六会人材センター推進事業、片瀬地区人材・情報バンクセンター事業、地域サポーター育成事業（湘南台地区）を実施したほか、情報発信やイベントを通じて活動団体を支援した。全市民的ボランティア人材と募集団体のマッチングを目的に設置しているボランティアサイト「チームFUJISAWA2020」の活用を進めながら、引き続き地区集会等での意見を踏まえた取り組みを進めていく。	A
	87	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て企画課	子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。	それぞれの地域で子ども・若者が安心して過ごせる体制づくりのため、身近な地域の情報発信や交流を促す活動を支援します。	藤沢、片瀬、鶴沼、明治、村岡、辻堂、遠藤、湘南大庭、善行、六会、御所見、長後の計12地区にて地域版「子育て応援メッセ」を開催した。 子育てサークル2団体の立ち上げおよび、既存の3団体への支援を行う。 湘南台地区を含めた、全地区での子育て応援メッセ開催を目指し、開催をしていけるように支援を継続していく。子育てサークル・団体に対して、要望に応えられる対応を継続していく。	B
	88	子育てボランティアの養成	子育て企画課	子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。	受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。	子育てボランティアを養成するため、9月1日及び2月16日の2日間の日程で「子育てボランティア養成講座」を開催し、7人が新たに子育てボランティアへ登録した。また、子育てボランティアとして活動している方の支援を目的として、「子育てボランティア情報交換会」を4月25日、9月10日の2日間で開催した。 今後は親子の居場所の確保だけでなく、居心地のよい場所を目指すことを踏まえ、子育てボランティアの人材育成および確保を行っていく。	A
89	地域の自主的活動へのサポート・ネットワークづくり	地域共生社会推進室	市社会福祉協議会との協働により、地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や、担い手の育成を推進するための仕組みの構築及び強化を行います。また、公共施設等を活用した地域活動の拠点づくりや交流の場を提供する基盤づくりを進めます。	地域づくりの中で、地域で生活する方の困りごとを把握し必要な支援機関につなげていきます。また、その中で支え手と受け手の枠を越え地域の中で住民同士が支え合い、循環するような地域支援を行います。	ケアラー・ヤングケアラーを切り口に、各種啓発や、連携のための研修会を行った。地域団体や教員との連携を深め、児童や子育て世代の親が抱える困りごとを発見した時に、地域のネットワークでつながる体制をめざし、取り組んだ。 ・子育て応援メッセへの参加（長後・明治・村岡）。ダブルケアや介護に関する啓発 ・ヤングケアラーに関する研修・情報提供（民生委員児童委員など） ・ケアラー・ヤングケアラーに関する研修会を開催。その際に市立学校の教職員に周知し、福祉関係の支援者と連携する機会を実現（9月・1月）	B	

●施策方針6 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

個別事業に対する評価							
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
柱2 地域活動の担い手の育成・活動団体への支援	90	農福連携による「食材の提供」	地域共生社会推進室 農業水産課	農家の方々からのご厚意による食材を、子どもへの「食」に関する支援を行う団体に提供できるよう、市、市社会福祉協議会、JA さがみの協働した取組を行います。	子どもの居場所に関する事業や子ども食堂に対し、JA さがみ、市社会福祉協議会との協働により子どもへの食材提供を行うことで、子どもたちに「食」を通じた様々な体験の場を提供します。	JAさがみ、市社会福祉協議会と連携した食材提供の実績 <令和4年度> ・生産者からわいわい市に提供（農福連携事業実施回数）：48回（うちフードバンクふじさわ実施分12回） ・食材提供先（提供団体のべ）：213団体（うちフードバンクふじさわ12団体） <令和3年度（参考）> ・生産者からわいわい市に提供（農福連携事業実施回数）：36回 ・食材提供先（提供団体のべ）：178団体 令和4年度から提供先に「NPO法人フードバンクふじさわ」が加わり、提供を受けた食材を一人暮らし大学生及びひとり親家庭に配布している。	B
	91	地域の縁側等地域づくり活動の推進	地域共生社会推進室	市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。	地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、些細な困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。	<令和4年度> ・地域の縁側事業実施団体を対象とした交流会の実施 ・地域の縁側事業実施団体へ感謝状の贈呈 ・地域の縁側事業実施団体へのアンケート実施 ・地域の縁側（基本型）1団体 設立（新規） 市社協と連動して、地域の縁側事業実施団体に無くて補助金の交付や活動へのアドバイスなどの支援を行った。 今後についても、引き続き、コロナ禍によって停滞してしまった居場所のモチベーション向上に努める。	B
	92	空き家利活用の推進	住宅政策課	「藤沢市空き家対策基本方針」に基づき、空き家の適正管理の促進、特定空き家の認定と措置及び空き家の利活用の推進などの空き家対策を行います。	空き家の利活用に向けては、空き家の改修工事費等に対する補助や、空き家所有者と地域貢献事業等を目的とした利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。	空家利活用セミナーを3回開催し、利活用事業補助金及びマッチング制度等の広報・啓発活動を行った。また、空家移動相談会を1回開催し、所有者等の事情に即した空家利活用を推進した。しかし、令和4年度は空家利活用補助金の申請件数が0件だったため、令和5年度はより活用しやすい補助金となるよう、補助金要綱を改正した。また、マッチング制度は利活用希望者の登録はあるものの、利活用可能な空家の登録がないため、今後、制度の見直しの検討を行う。	C
柱3 多様な体験の充実	93	公民館での子ども開放事業の実施	生涯学習総務課	子どもたちが様々な遊びなどの体験や異年齢での交流ができる機会を提供するため、公民館において子どもたちが自由に利用できる開放事業を実施します。	学習室の開放事業を実施して学習の場を提供するとともに、体育室の開放事業としては、子どもが参加しやすい卓球やバドミントン等を実施します。	各公民館で卓球やバドミントンなど子どもでも参加しやすい開放事業を実施したほか、「こども囲碁開放」（湘南台のべ41人）「学習室開放」（藤沢・長後・村岡のべ130人）等の子どもを対象とした開放事業を実施した。コロナ禍では定員制で実施したが、今後はコロナ前と同様に自由参加とすることを検討していく。	A
	94	アウトリーチ事業（学校訪問事業）	文化芸術課	合唱指導、卒業制作指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導をとおして、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことをめざします。	令和4年度は、小・中学校、高等学校18校の学校を訪問し、合計2,644名の生徒に琴や彫刻彫り等のアート体験やオペラの魅力を伝える体験教室を実施した。今後も学校訪問を継続し、芸術文化の普及に努めていく。	A
	95	音楽・演劇鑑賞事業	文化芸術課	子ども向けのわかりやすく楽しい楽曲で構成したファミリーコンサートや、誰もが知っている演目を気軽に観劇することができるミュージカルを開催します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	身近な場所で親子一緒に楽しむことができる鑑賞の機会を絶やさず提供していきます。	子どもが音楽や芸術文化に親しみ、身近に感じられるように、親子で楽しめるワンコイン・コンサートや子ども陶芸教室、子ども落語教室などを実施した。集客率もよく、特設課題はない。今後も子どもオペラやファミリーコンサートなど子ども向けの事業を計画している。	A

●施策方針6 「地域全体で共に支える基盤をつくる」

施策の柱		個別事業に対する評価					事業の達成状況
番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和4年度 取組実績と今後の事業計画、課題等		
柱3 多様な体験の充実	96	学校体育施設開放の充実	スポーツ推進課	子どもに親しみのある小・中学校の体育施設を開放することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	校庭、体育館、プールなどの学校体育施設を有効活用し、子どもが気軽にスポーツができる環境整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校54校の体育館と校庭の開放を実施しました。市内小学校35校のプール開放は、新型コロナウイルス感染症の影響から中止しました。 今後も継続して学校体育施設の開放を実施する予定です。 ●R4実績（延べ） 体育館（回数：7,085回、人数：95,614人）、校庭（回数：3,333回、人数：152,035人） 学校体育施設の老朽化に対する修繕・スポーツ物品の購入等、実施することで、安心安全な学校開放事業とすることが必要です。 	B
	97	ブックスタート事業	総合市民図書館（子育て企画課・健康づくり課）	1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。	子育て支援の施策の1つとして、絵本を介して子どもとその保護者がかけがえのないひとときを過ごすことを応援するとともに、「藤沢市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの豊かな心と健やかな成長を育むため、1歳6か月のすべての子どもとその保護者に対してブックスタート事業を実施します。また、会場において子育てに関わるリーフレット類を配布します。	新型コロナウイルス感染防止対策のため、ボランティアは少人数の参加とし、読み聞かせは内容の紹介程度にするなどの対応をとっているが、健診参加者への絵本の手渡しや啓発リーフレットの配布は予定どおり実施できた。（配布人数3,181人） ボランティア交流会、研修会をともに1回開催した。 新型コロナウイルスの5類移行後の感染症対策を含めた実施方法などについて、関係各課と連携しながら検討していく。	A
	98	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館	おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくります。	子どもと子どもに関わる大人に向けて、誰でも参加できるおはなし会などを開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。	4市民図書館11市民図書室において新型コロナウイルス感染防止対策を行いながらおはなし会を開催した。会場が狭く定員に制限がある図書室では公民館施設で開催した。ボランティア交流会は、計画通り4回開催し、各図書館、図書室での取り組みなどについて図書館職員とボランティアとの間で情報共有を行うことができた。また、研修会も計画通り会場開催2回開催した。 新型コロナウイルスの5類移行後の感染症対策を含めた実施方法などについて、ボランティアと連携しながら子どもたちが本に親しむ機会を提供できるよう取り組んでいく。	A
柱4 摂する居場所・つながりの子ども・若者を包	再掲25	放課後子ども教室推進事業	青少年課	ものづくりなどの技能職に関心を持ってもらえるように、若年者を対象とした技能職職場体験を実施します。また、技能者の後継者育成及び技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。	市内の技能者による職場体験や講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。	6つの技能職団体（藤沢左官業組合・藤沢菓子組合・神奈川県電気工事工業組合藤沢地区本部・神奈川土建一般労組湘南支部・豊組合湘南・神奈川県生花小売商組合）が市内の中学校5校に訪問し、技能の披露や体験教室を実施した。 技能職職場体験は新型コロナウイルスの影響で実施していない。 今後も技能者に対する理解を深める事業を実施したい。	B
	再掲26	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年課	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	指定管理者による施設の管理運営や様々な事業を実施することで、青少年の居場所の充実を図ります。また、各施設の特性や地域性を活かした事業を展開することにより、地域で活動する人材の発掘や団体の交流を図ります。さらに、地域子どもの家・児童館等については、開園時間の延長や飲食等の新たな取組について検討を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施回数は限られたが、実施日に関しては取組の方向に沿った支援を行った。また感染対策を講じたうえで適切に運営を行った。 ○小糸小学校 開所日数：184日 延べ利用児童数：2,607人 ○亀井野小学校 開所日数：56日 延べ利用児童数：2,214人 ○富士見台小学校 開所日数：34日 延べ利用児童数：629人	B
柱5 連携・学校協働・家庭推進・地域	100	学校・家庭・地域連携協力体制推進事業	教育総務課 市民自治推進課 生涯学習総務課	「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」に業務委託を行い、中学校区を基本に市内に設置された15の地域協力者会議において、各地区の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施します。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向け、検討を進め、地域学校協働活動が推進されるように、関係各課等が連携を図ります。	会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。学校運営協議会制度の導入に向けた庁内における組織体制づくり、準備委員会の立ち上げ等、具体的な推進体制を整備し、モデル校を選定して検証を行います。関係各課等が連携しながら、地域における学校支援の取組等を基盤に、地域学校協働活動が推進されるよう検討を進めます。	会長会については5回開催し、コロナ禍における各地域の取組について情報共有や協議を行いました。その結果、withコロナにおける事業の展開がされました。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進を図るため、当該内容について情報共有や意見交換等を行いました。 学校運営協議会設置校の拡大に関しては、令和4年度は、モデル校2校に加え、更に13地区に1校ずつ追加設置し、各協議会において、さまざまな課題等について熟議が行われました。 令和5年度は、更に11校に追加設置を行い、全13地区において、小学校・中学校各1校の体制とする計画です。また、各種媒体等を活用した情報発信により、制度周知・意識啓発に努めてまいります。	A